

令和8年度

税制改正の ポイント

よくわかる解説付き

速報版



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

はじめに

本資料は財務省「令和8年度税制改正の大綱(令和7年12月26日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



01

法人課稅

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設(大胆な設備投資促進税制)①



青色申告法人が、一定の要件を満たす「特定生産性向上設備等」の取得等をした場合、特別償却(即時償却)または税額控除を選択適用できる制度が創設されます。

【制度概要】

青色申告書を提出する法人(※1)が、産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までに経済産業大臣の確認を受けた特定生産性向上設備等の取得等をし、事業の用に供した場合(※2)には、次のうちいずれかの措置の選択適用ができます。

(※1)中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)又は農業協同組合等以外の法人については一定の要件があります。

(※2)その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に取得・事業供用をした場合に限ります。

内容	
特別償却(即時償却)	取得価額の全額(普通償却限度額との合計で取得価額まで)を、その事業の用に供した日を含む事業年度において損金算入することができます。
税額控除	取得価額の一定割合を法人税額から控除することができます。 ただし、控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は一定の要件を満たす場合に3年間の繰越し可能です。 ・機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア … 取得価額 × 7% ・建物、建物附属設備、構築物 … 取得価額 × 4%

【他の制度との併用制限】

本制度の投資計画確認期間中は、以下の制度(②の繰越し税額控除制度を除く)を適用できません。

- ①地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- ②中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- ③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制



事務用器具備品、福利厚生施設等、貸付けの用に供されるものは対象資産から除かれます。

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの期間になります。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設(大胆な設備投資促進税制)②

【適用対象】

詳細な対象法人及び対象資産については、以下の通りとなります。

	内容										
対象法人	<p>青色申告書を提出する法人 ただし、中小企業者等以外の法人については、適用を受けようとする事業年度の所得がその前事業年度の所得の金額を超える一定の事業年度の場合には、次の要件を満たしている必要があります。(繰越税額控除制度を除く。)</p> <p>①継続雇用者給与増加割合が前年比1%以上であること(※1) ②国内設備投資額が当期償却費総額の30%を超えること(※2)</p> <p>(※1)「資本金額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上である場合」又は「常時使用する従業員数が2,000人超の場合」には2% (※2)「資本金額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上である場合」又は「常時使用する従業員数が2,000人超の場合」には40%</p>										
特定生産性向上設備等の定義	<p>産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたもの。</p> <p>①生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者等については、5億円以上)であること。 ②投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること。 ③投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること。 ④投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること。 ⑤上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させること等の要件を満たすものであること。</p>										
各資産の規模要件	<table><tbody><tr><td>・機械装置</td><td>1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの</td></tr><tr><td>・工具及び器具備品</td><td>それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの(※1)</td></tr><tr><td>・建物</td><td>一の取得価額が1,000万円以上のもの</td></tr><tr><td>・建物附属設備及び構築物</td><td>それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの(※2)</td></tr><tr><td>・ソフトウェア</td><td>一の取得価額が70万円以上のもの</td></tr></tbody></table> <p>(※1)それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。 (※2)建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。</p>	・機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの	・工具及び器具備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの(※1)	・建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの	・建物附属設備及び構築物	それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの(※2)	・ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの
・機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの										
・工具及び器具備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの(※1)										
・建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの										
・建物附属設備及び構築物	それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの(※2)										
・ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの										

研究開発税制の見直し



一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度が見直され、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度が創設されます。

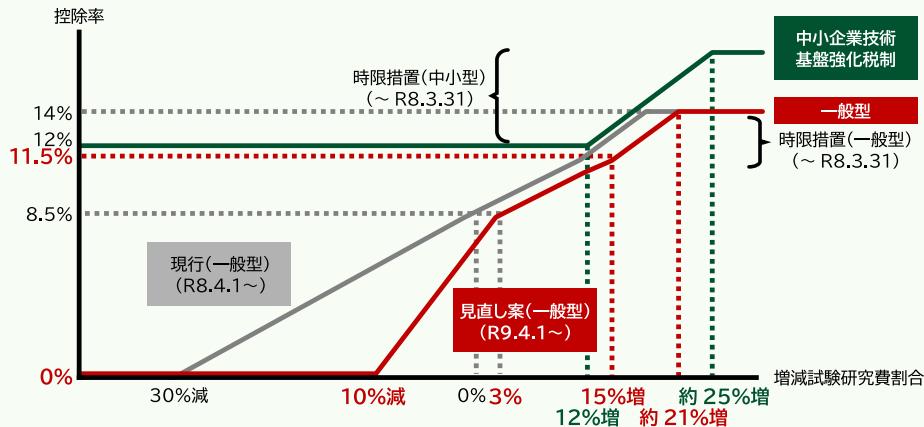
【税額控除率の見直し】

一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、控除率の上限は維持しつつ、控除率カーブ及び控除上限の変動措置についての見直しが行われます。

一方で、中小企業技術基盤強化税制については、適用期限が3年延長となるものの、内容については変更はありません。

【控除限度超過額の創設】

中小企業技術基盤強化税制について、控除限度超過額を3年間繰越しできることとなります。

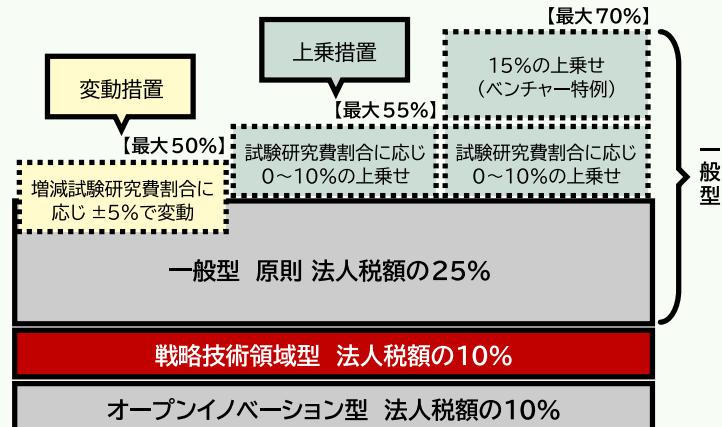


中小企業技術基盤強化税制で新設された繰越し税額控除制度は、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度には適用できません。

【戦略技術領域型の創設】

新たに戦略技術領域型が創設され、産業技術力強化法の重点産業技術(AI・先端ロボット、量子・半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙)に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限が設定されました。

重点産業技術試験研究費の額の40%の税額控除ができるようになります。控除税額は、当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しできることとなります。



(※)中小法人の場合の控除上限は、上記の上乗措置と増減試験研究費割合が12%超の場合に10%上乗せできる措置のいずれか高い措置を適用

適用時期

- 一般型、中小企業技術基盤強化:令和9年4月1日以後に開始する事業年度
- 重点産業技術:産業技術力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までに同法の認定を受けた適用期間内の日を含む事業年度

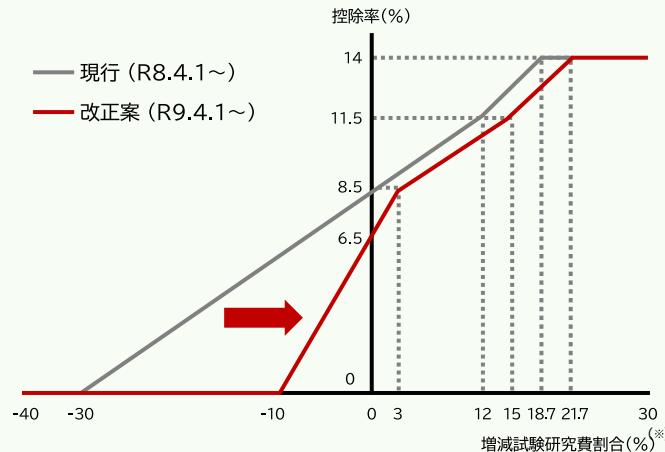
試験研究費増加のための見直し



一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、控除率の上限は維持しつつ、控除率カーブ及び控除上限の変動措置についての見直しが行われます。

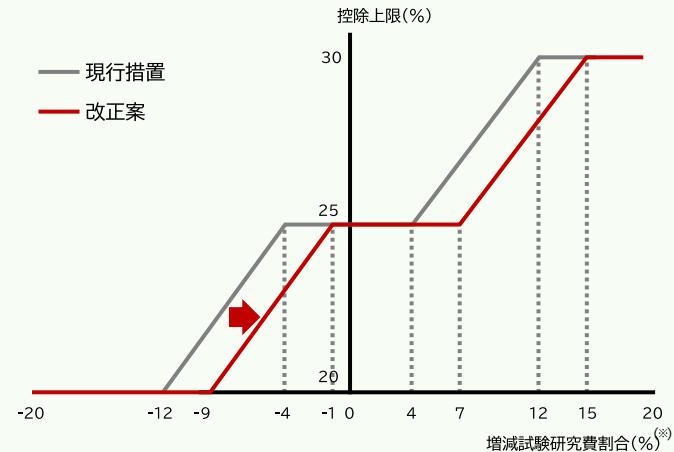
【税額控除率の見直し】

令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除率が見直され、その上限を14%(原則:10%)とする特例の適用期限が3年延長されます。控除率上限は維持されたまま、控除率の開始点である増減試験研究費割合が-30%から-10%に引き上げられ、控除率の上限に達する増減試験研究費割合は18.7%から21.7%に引き上げられます。



【控除税額の上限の見直し】

控除税額の上限の特例について、令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限が見直され、その適用期限が3年延長されます。控除上限は維持されたまま、控除上限の開始点である増減試験研究費割合が-12%から-9%に引き上げられ、控除上限に達する増減試験研究費割合は12%から15%に引き上げられます。



(※)増減試験研究費割合：前3期における平均試験研究費と比較した増加率



控除率、控除上限とも開始点となる増減試験研究費割合が引き上げられているため、より積極的な試験研究費の増加が求められます。

適用時期

令和9年4月1日以後に開始する事業年度に適用されます。

特定税額控除の制限規定の見直しおよび延長



特定税額控除規定の制限措置の対象に「重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除」が加わります。

また、「継続雇用者給与等支給額に係る要件」が強化され、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制については、より要件の厳格化が行われた上で、これらの適用期限が令和11年3月31日まで延長されます。

大企業が特定税額控除規定の適用を受けようとする場合において、「所得金額に係る要件」、「国内設備投資に係る要件」、「継続雇用者給与等支給額に係る要件」のいずれにも(※1)該当しない場合は、特定税額控除規定の適用が制限されます。

	改正（前）	改正（後）
所得金額に係る要件	事業年度の所得金額がその前事業年度の所得金額以下であること	同左
国内設備投資額に係る要件	国内設備投資額が、当期の減価償却費の30%(一定規模以上の企業は40%)を超えること	同左
継続雇用者給与等支給額に係る要件	<p>【原則】 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること</p> <p>【例外】 前事業年度が黒字で、資本金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上または常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること</p>	<p>【原則】 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること</p> <p>【例外】 前事業年度が黒字で、資本金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上または常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であること</p>

(※1)地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制については、「国内設備投資額に係る要件」または「継続雇用者給与等支給額に係る要件」のいずれかに該当しない場合(「所得金額に係る要件」に該当した場合を除く)は、特定税額控除規定の適用が制限されます。

(※2)特定税額控除の制限規定の対象に重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除が加わります。



特定税額控除の制限規定が強化されるため、従来要件を満たしていた企業でも当該要件に抵触する可能性があることから、より積極的な負上げが求められます。

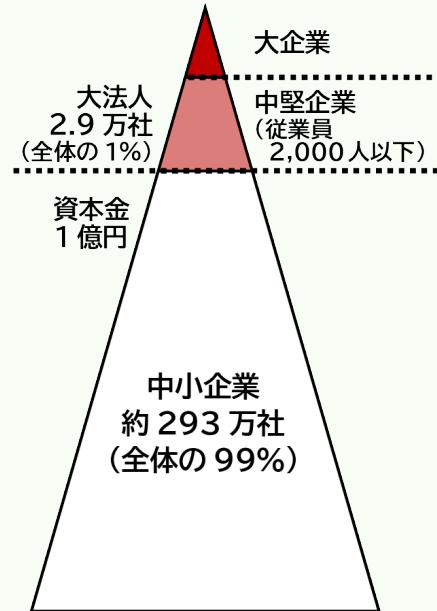


法律の施行から令和11年3月31日までとなります。

賃上げ促進税制の廃止および見直し



大企業向けの措置は令和8年3月31日をもって廃止され、中堅企業向けの措置は増加割合の要件見直しが行われたのち、令和9年3月31日をもって廃止されます。なお、教育訓練費に係る上乗せ措置は中堅・中小企業向けの両方で廃止されることになります。



大企業向け	継続雇用者 給与総額	控除率
+3%	10%	
+4%	15%	
+5%	20%	
+7%	25%	

中堅企業向け	継続雇用者 給与総額	控除率
+3%	10%	
+4%	25%	

中小企業向け	全雇用者 給与総額	控除率
+1.5%	15%	
+2.5%	30%	

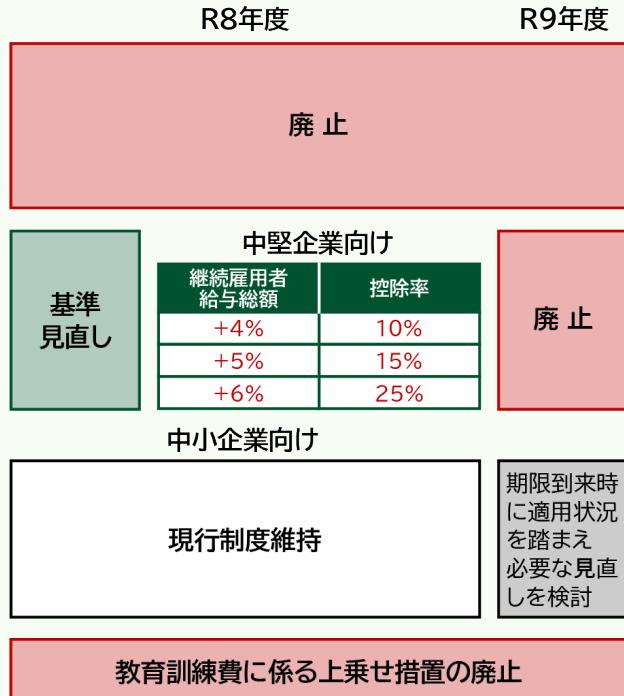
(※) 発行済株式の50%を超える数の株式を直接・間接に有する(支配関係がある)他の法人との合計で、常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、中堅企業向け措置の対象外

(※) 控除上限:当期の法人税額の20%
(※) 中小企業向け措置については、5年間の繰越控除が適用可能

適用時期



大企業向けの措置は令和8年3月31日をもって廃止されることとなるため、対象となる企業におかれましては留意が必要です。また、中堅・中小企業向けの制度についての廃止時期にもご留意ください(右記)。



(※) 子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置(+5%)は維持。

大企業向け：令和8年3月31日をもって廃止
中堅企業向け：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の開始事業年度に上記見直しを行い、令和9年3月31日をもって廃止
教育訓練費に係る上乗せ措置は施行とともに廃止
中小企業向け：教育訓練費に係る上乗せ措置は施行とともに廃止

オープンイノベーション促進税制



- ・M&A型の制度の見直しが行われます
- ・新規出資型の取得価額要件が引き上げられます
- ・適用期限が延長されます

【改正前】

オープンイノベーション促進税制とは、対象法人がスタートアップ企業の株式を取得した場合、取得価額の25%以下を特別勘定として経理処理することで損金算入(上限125億円)することを認める制度です。一定の取崩し事由に該当する場合、その事由に応じた特別勘定の金額を取り崩し、益金の額に算入します。株式の取得方法により「M&A型」「新規出資型」の2つに分類され、それぞれ出資の要件や取崩し事由が異なります。

M&A型

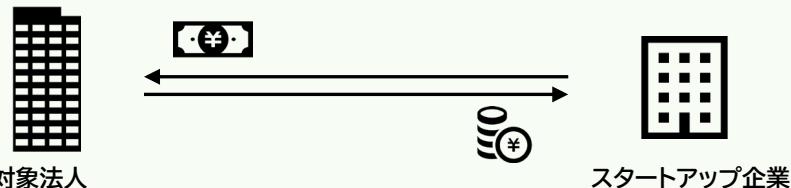
他者からの購入によりスタートアップ企業の発行済株式を取得し議決権の過半数を獲得



出資要件	取崩し事由
<ul style="list-style-type: none">・ 取得価額の下限:5億円(※スタートアップ企業が外国法人の場合対象外)・ 取得価額の上限:200億円・ 保有見込期間:5年以上	<ul style="list-style-type: none">・ 特別勘定の任意取り崩し・ オープンイノベーションの継続が認められない・ 成長要件を満たさずに取得から5年経過・ 議決権の過半数を有さないこととなる等

新規出資型

スタートアップ企業の新規発行株式を取得



出資要件	取崩し事由
<ul style="list-style-type: none">・ 取得価額の下限 対象法人が大企業:1億円以上 対象法人が中小企業者:1,000万円以上(スタートアップ企業が外国法人の場合一律5億円以上)・ 取得価額の上限:50億円・ 保有見込期間:3年以上	<ul style="list-style-type: none">・ 特別勘定の任意取り崩し・ オープンイノベーションの継続が認められない 等

オープンイノベーション促進税制

【改正後】

① M&A型の制度の見直し

従来のM&A型について、取得価額要件の下限が引き上げられるほか、

従来の制度に加え、取得から3年以内に議決権の過半数を有することとなることが見込まれるものについても新たに措置の対象となります。

M&A型(発行法人以外の者から購入により取得した特定株式に係る措置)		
	議決権の過半数を有することとなるもの(従来型延長)	取得から3年以内に議決権の過半数を有することとなることが見込まれるもの(新設)
取得価額の下限	7億円以上(改正前:5億円以上)	3億円以上
損金算入の上限	取得価額の25%	取得価額の20%
取崩し事由	① 特別勘定を取り崩した場合 ② オープンイノベーションの継続が認められない場合 (スタートアップ企業から配当を受けた、対象株式を譲渡した、経済産業大臣からの証明書交付がされなかつたなど) ③ 取得から5年が経過した場合(成長要件を満たす場合を除く) ④ 議決権の過半数を有しないこととなった場合 等	・取得から3年が経過した場合 (議決権の過半数を有することとなった場合を除く) 上記ほか従来制度と同様
その他の要件等	変更なし	従来制度と同様

また、取崩し事由のうち、対象法人を合併法人、スタートアップ企業を被合併法人とする合併が行われた場合の取崩し処理について、

改正前は一括益金算入とされていましたが、改正後は合併の翌事業年度開始日から5年間で特別勘定の均等額を益金算入することが可能になります。

(スタートアップ企業の事業の成長発展が図られたことが明らかにされた場合に限ります。)

② 新規出資型の取得価額要件の引き上げ

新規出資型(資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式に係る措置)について、中小企業者以外の対象法人の取得価額要件が2億円以上(改正前:1億円以上)に引き上げられます。

③ 上記の措置を講じた上で、その適用期限が2年延長されます。



M&A型の項目新設に伴い、これの適用を受けたことがある株式と同じ銘柄の株式を取得する場合は、他の措置の対象から除外されることとなります。

適用時期

令和10年3月31日まで延長となります。

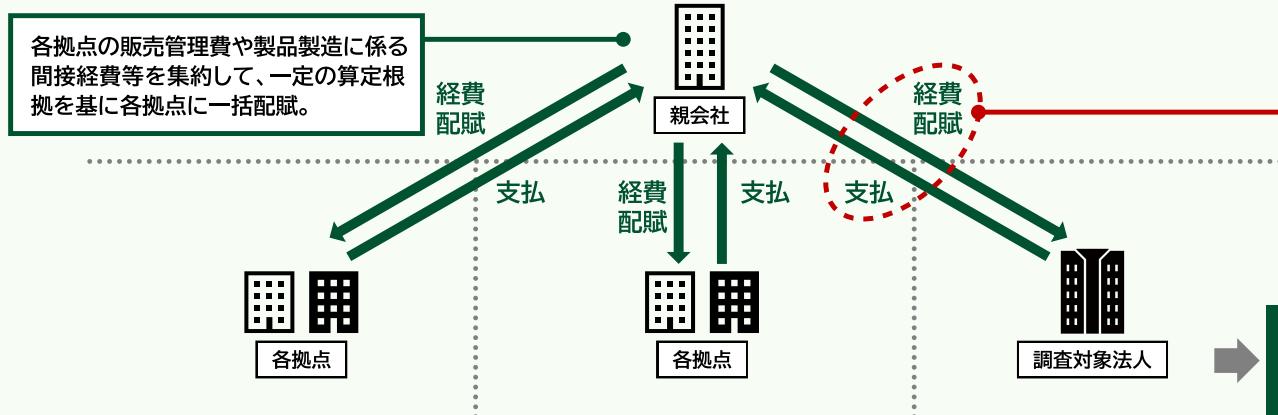
企業グループ間の取引に係る保存文書の整備



企業グループ間の取引に係る書類保存義務の特例が創設されます。

【現行制度とその課題】

- 法人税法においては、法人は帳簿とともに、取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書等の書類及び自己の作成したこれらの書類等を保存しなければならないとされています。税務調査では、相手方の協力のもと、相手方が保存している書類の提示・提出がされます。
- 企業グループ内の法人間で行われる取引(シェアードコスト取引など)については、恣意的な支払額の調整が行われやすく、また、その取引内容や支払額の根拠の詳細を確認できる資料の全部又は一部の受領・作成が行われていない場合には、保存書類によりその法人の経費の支払額が適正なものであるか十分に確認することができないため、正確な取引実態の確認ができない事例があります。



実務上の留意点
書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等となります。

適用時期

令和8年4月1日より施行されます。

投資簿価修正制度における離脱法人株式に調整勘定対応金額がある場合の加算措置の計算の見直し



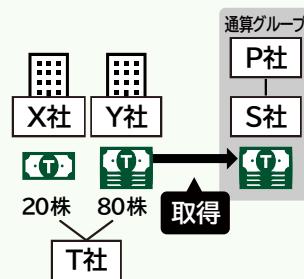
投資簿価修正制度について、通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式を譲渡した場合、調整勘定対応金額の減額調整の対象から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の譲渡が除外されます。

【改正前】

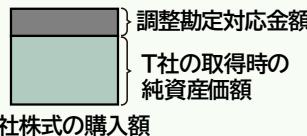
通算グループから離脱する通算子法人の株式の帳簿価額は離脱直前の簿価純資産価額相当額に修正することとされており、このとき調整勘定対応金額がある場合、それを簿価純資産価額に加算することができます。ただし、通算完全支配関係発生日以前にその離脱法人の株式を譲渡をした場合、譲渡した株式に含まれる調整勘定対応金額は控除することとされています。

見直しの対象のイメージ

① S社がT社株式を時価で取得

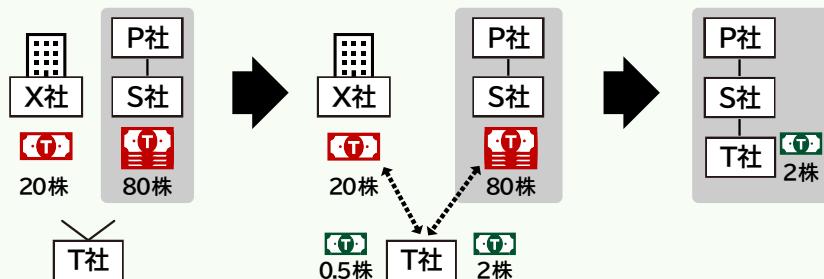


<S社の有するT社株の帳簿価額>

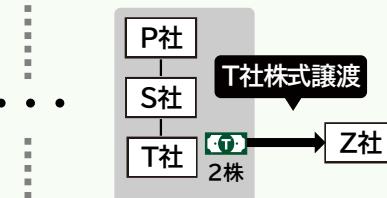


T社株式の購入額

② T社は、株式の全てに全部取得条項を付与し、取得決議により全部取得条項付種類株式を取得し、その対価として普通株式を交付。その際X社には端株が交付されるようして端数処理を行う。→T社が通算グループに加入



③ S社がT社株式をグループ外に譲渡
→T社が離脱→投資簿価修正



全部取得条項付種類株式 普通株式

(現状) 完全子法人化の際の取得決議によるT社株式の譲渡は、形式的には加入前の譲渡に該当し、加算不可

(見直し案) 完全子法人化の際の取得決議によるT社株式の譲渡及び取得は、実質的には株式の内容の変更であることから加算できることとする。

<投資簿価修正後のT社株の帳簿価額>

T社の離脱直前の簿価純資産価額



上記の取得決議により交付を受けた離脱法人の株式が、譲渡した株式とおおむね同じ価額となっていないと認められる場合を除きます。

適用時期

令和8年4月1日に施行されます。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し



中小企業者等による少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象法人及び対象資産の見直しが行われるとともに、適用期限が3年延長されます。

【法人税】

	改正（前）	改正（後）
適用期限	令和8年3月31日までの間に取得し、事業の用に供されること	令和11年3月31日までの間に取得し、事業の用に供されること (3年延長)
対象法人	一定の要件を満たす中小企業者または農業協同組合等で、事業年度終了の日において常時使用する従業員の数が500人以下 (特定法人については、300人以下)の法人	一定の要件を満たす中小企業者または農業協同組合等で、事業年度終了の日において常時使用する従業員の数が400人以下 (特定法人については、300人以下)の法人
対象資産	取得価額が30万円未満の減価償却資産	取得価額が40万円未満の減価償却資産
限度額	適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額(事業年度が1年に満たない場合には300万円を12で割り、これにその事業年度の月数を掛けた金額)	

【所得税】

法人税と同様に対象資産の取得価額の引き上げ及び適用期限の延長が行われます。



本特例によって即時償却をした資産は、償却資産税の申告の対象となります。

適用時期

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間となります。

パーシャルスピンオフ税制(認定株式分配に係る課税の特例)の見直し①



産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が、特定剰余金配当として行う完全子法人株式の現物分配について、取扱いの見直しが行われます。

【制度概要】

産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けた法人が、同法の特定剰余金配当として行う現物分配について完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとみなします。

さらに、その現物分配のうち一定の要件に該当する場合は、適格株式分配に該当するものとして取り扱われます。今般、本制度のうち令和8年4月1日以後に認定を受けるものについて、要件の一部が改正されます。

適格要件	改正（前）	改正（後）
株式按分交付要件	その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること	
株式交付要件	その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人株式数が発行済み株式総数の20%未満となること	
非支配要件、特定役員継続要件	適格株式分配と同様の非支配要件、特定役員継続要件に該当すること	
従業者継続要件	完全子法人の従業員のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること	適格株式分配と同様の従業者継続要件(80%以上が引き続き経営に従事)に該当すること

パーシャルスピンオフ税制(認定株式分配に係る課税の特例)の見直し②

適格要件		改正(前)	改正(後)
成長発展要件	主要事業継続要件 (親法人)	—	親法人において現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後も引き続き行われることが見込まれていること
	主要事業継続要件 (子法人)	完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業がその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること	完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が、 その親法人において経営資源を集中させるものとして特定した事業以外のもの であり、かつ、その主要な事業が現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること
	その他の要件	経済産業大臣が定める以下の要件のいずれかを満たすものであること ①完全子法人の特定役員に対して、新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること ②完全子法人の主要な事業が、事業開始から10年以内 ③完全子法人の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認したこと	親法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること (※)経済産業大臣の定める要件について、大綱上では言及されていません



所得税についても同様とされます。

適用時期

令和8年4月1日から認定を受けるもの。

国家戦略特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長



国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、一定の見直しがされた上で、その適用期限が2年間延長されます。

国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができます。この措置について関係法令の改正を前提に次の見直しがされます。

項目		改正（前）	改正（後）
令和8年4月1日以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等の特別償却率	機械装置及び器具備品	取得価額の45%	取得価額の40%
	建物等及び構築物	取得価額の23%	取得価額の20%
令和8年4月1日以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等の税額控除率	機械装置及び器具備品	取得価額の14%	取得価額の12%
	建物等及び構築物	取得価額の7%	取得価額の6%
除外される事業		—	情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム(電磁的記録により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。)の研究開発に関する事業



—

適用時期

令和10年3月31日までの期間内に取得した場合となります。

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例



特定資産の買換え特例について、一定の見直しを行った上で、その適用期限が3年間延長されます。

【法人税】

【内 容】	【改正内容】
①航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置が適用対象から除外されます。
②市街地再開発事業による買換えについて	買換資産が一定の区域(※)以外の区域内にある場合の課税の緩延べ割合が、80%から60%へ引き下げられます。
③長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えに係る買換資産について	買換資産のうち、建物及びその附属設備は特定施設の用に供される建物及びその附属設備に、構築物は特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定されます。
④一定の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船に係る譲渡資産について	譲渡資産のうち、その作業船に設置されている原動機の定格出力の合計が1,500kW以下のものが適用対象から除外されます。

(※) 一定の区域

- イ 次の区域(その区域が都市再開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合にあっては、その大都市の区域に係る都市再開発方針に定られた二号地区の区域に該当するものに限る。)
 - (イ)防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区的区域
 - (ロ)特定都市再生緊急整備地域内の区域
 - (ハ)立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域
 - 都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域



所得税についても同様とされます。

適用時期

令和11年3月31日まで延長となります。
(上記④の作業船に係る買換えについては、令和10年3月31日まで)